

1. 件名：「大飯発電所化学体積制御設備及び加圧器スプレイ配管取替工事に係る事業者ヒアリング（２）」
2. 日時：令和３年９月１４日（火） １６時００分～１７時０５分
3. 場所：原子力規制庁 ９階Ａ会議室（※一部ＴＶ会議システムによる出席）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門
戸ヶ崎安全規制調整官※、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐※、
宮嶋安全審査官※、藤川安全審査官、宮本安全審査専門職

関西電力株式会社
大飯発電所 運営統括長 他８名※
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
 - ・大飯３号機（４号機）化学体積制御設備配管の取替工事の概要について
 - ・大飯３号機（４号機）化学体積制御設備配管取替えに係る設計及び工事計画変更認可申請について 補足説明資料
 - ・大飯４号機 加圧器スプレイ配管の取替工事の概要について
 - ・大飯発電所 ４号機 加圧器スプレイ配管取替えに係る設計及び工事計画変更認可申請について 補足説明資料

以上

| 時間 | 自動文字起こし結果 |
|---------|---|
| 0:00:00 | インフル規制庁の藤川です。これから大飯発電所の配管改造工事についてのヒアリングを開始します関西電力さん説明をお願いいたします。 |
| 0:00:13 | 関西電力大飯発電所でございます。8月25日ですね、大飯34号機機能を加圧化学体積制御設備配管の取替工事及び高位混合機の加圧器スプレイ配管の取替工事についてご説明をさせていただきました。 |
| 0:00:31 | ヒアリングにおきまして、幾つかコメントはございましたので、それに対する対応について御回答を今回させていただくというふうに考えてございます。それではですねまずCVCS化学体積制御配管のほうの説明からさせていただきますと思います。 |
| 0:00:51 | 浅い電力大飯発電所のフジイです。 |
| 0:00:54 | を持ちました資料のほうは大飯3号と4も化学体積制御設備、配管の取替工事の概要について、 |
| 0:01:04 | の資料メインでコメントいただきましたコメントパンした内容の笠毛設定をさせていただきますと思います。別途御送付でポリマーズ説明事項率等ですね、こちらのほうも上がってくる確認いただければと思いますのでよろしく願いいたします。 |
| 0:01:25 | まず工事の概要についての資料の右肩の1ページになります。 |
| 0:01:32 | 来バス目の矢じりで指摘のところ変更しております。プラのコメントを説明事項リストのナンバーA1ですね、鉄塔用地ですから付き合う用途別に変更ということの理由について明記してございます。 |
| 0:01:51 | また文末については、取替えるから変更するの方向にうまく表現のほうを適正化しております。 |
| 0:02:01 | はい。 |
| 0:02:03 | 続きまして、2/2ページ目になります。 |
| 0:02:09 | 2ポツの工事内容につきまして、また書き以降で貫通部配管と接続を考慮してアプリつけるというの |
| 0:02:19 | 期待してございます。こちらの説明事項リストのNo.5に対する反映事項となっております。 |
| 0:02:28 | あと、同じくナンバーをですね、 |
| 0:02:32 | 何か判断を新設するところの図面等を用いて整備をとるところに対して、この右肩2ページの絵の左下のほうに配管取替後、短管の点け前と取りかえ後取付高のイメージ図のほうを追加してございます。 |
| 0:02:53 | こちらでしているところですね、変更前のところに既設の切断箇所を点で示しておりまして、この部分で切断をした後に右の図の変更後で、 |
| 0:03:09 | 赤でハッチングしてある単価のほうを取りつけるといったものになってございます。 |
| 0:03:19 | 続いて同じページですけれども |
| 0:03:22 | 説明事項リストNo.4でつきの範囲の適正化ということでパーキング範囲につきましては、アイソレ図と、あと、 |
| 0:03:32 | その分岐ラインを示したA断面図ですね、こちらのほうにいて、 |

| | |
|---------|--|
| 0:03:37 | マスキングを示した形でそれ以外は配置するよう見直しております。 |
| 0:03:44 | また系統図のほう開示してございますけれども、こちらのほうは開示できるよう系統図のほう簡略化してございます。 |
| 0:03:54 | 5 ページ右下にですね、ベントドレン弁について主要弁でないとか申請対象外である旨の方を出席させていただいておりますこちらのほうはページ説明事項リストのNo.2、 |
| 0:04:08 | を踏まえた反映事項となっております。 |
| 0:04:14 | づいて右肩 3 ページ目をお願いいたします。 |
| 0:04:20 | こちらの末尾の見直しを御説明時事項リストNo.4 でありましたマスキング範囲の適正化を実施しております、配管も資料の表左側に開示可能な部分で出している形に見直しております。 |
| 0:04:39 | また説明事項リストNo.3 で |
| 0:04:44 | アルファベットの表記がBとCとてこになっておりましたので、そちらのほう修正させていただいております。 |
| 0:04:56 | はい、管の腫瘍の※2 で単価を取りつけというところに体制をナンバー説明事項No.50の対応で配管接続という表現から定款を取りつけという表現見直させていただいております。 |
| 0:05:20 | 続いて右肩 8 ページ目をお願いいたします。 |
| 0:05:28 | 右肩 8 ページ目の条文整理の理由につきまして説明事項リストのNo.6MW ですね戦略を工認からの変更点の観点から再整理させていただいております。 |
| 0:05:42 | 具体的には新規制の一括工認への記載のほうを削除させていただいておつて文末ですね、申請対象条文とならないといったような記載のほうも見直しをさせていただいております。 |
| 0:06:03 | 続いて、三つあった三方の 3 ページをお願いいたします。 |
| 0:06:16 | 説明事項リストのNo.7 ですね、工認の添付書類体制整備というところで、今回参考 3 として新たに電力法にドロップぼ工認の資料構成について、 |
| 0:06:31 | すでに認可いただいております。そういう 3 号機 4 号機の計装用電源改造工事での後任の資料構成と今回の資料構成との比較整理を行っております。 |
| 0:06:45 | こちらで前情報工認べえ添付している書類と炉規法工認廃炉協での変更認可申請における書類 |
| 0:06:57 | 記載してございまして、例えばですけども、大飯 3 号機、あ、ごめんなさい、系統用電源改造工事における、添付資料で安全設備が使用される条件のもとにおける健全性にカップ名称がございまして、こちらのほう電事法。 |
| 0:07:15 | におきましては、これ参考で添付しているものになってございますけれども、ご希望における連行認可申請では、この健全性にファックスブラッシュアップしていない。 |
| 0:07:25 | ものになってございまして、今回の申請につきましても同様の整理で、ベンゼン法の連邦工認上は健全管敷設名称変更しているものになってございますけれども、今回の変更認可申請においては、添付してない。 |
| 0:07:41 | いうふうに整備してございます。 |

| | |
|---------|--|
| 0:07:45 | また下の添付面におきまして、 |
| 0:07:51 | 設備が異なるので意見書を買ったかそれはあるんですけども、平成検討用電源改造工事については、単線結線図と、構造Ⅱについては、停電時方向にのみ添付しており、エロ規模を |
| 0:08:06 | 規模での変更認可申請においては、上の図は検討していないものというふうになってございます。今回の申請におきましては、部屋配置図配管のあい染めてですね等系統図につきましては、停電事故を2次に添付して、 |
| 0:08:23 | ベンチ本人のみに添付しているもので今回の6表を2.2では、添付してない。 |
| 0:08:30 | いうふうに整理してございます。 |
| 0:08:34 | またちょっと戻ってしまいますけれども、添付資料の赤い防護に関する説明書へ溢水防護にサンプル説明書につきましては、計装用電源改造工事につきましては、掲載電源設備に対してのべかたい溢水それぞれの強化。 |
| 0:08:53 | 対して評価上影響のないことを説明するために、択資料つけているものになってございますけれども体感今回の申請につきましては、配管の取替工事になっておりまして、従来の吐いた栄光にも同様にですね、 |
| 0:09:10 | 火災溢水の説明書というものは添付それまでの添付しているもの。 |
| 0:09:16 | ではございませんので、従来の整備、それと同様に今回も添付してなものとなっております。 |
| 0:09:22 | 今回並行して4号機の加圧器スプレイ配管鋭意を公認ペイ草ていただいておりますけれども、そちらについても硬い溢水に関する説明書は、添付しているものではない。 |
| 0:09:39 | また次に認可いただいている大飯3号機の加圧器スプレイ配管の取替工事についても同様の考え方で添付資料のほう整理させていただいております。 |
| 0:09:55 | 前回いただいたコメントに対して資料に反映した事項につきましては、の御説明は以上になります。 |
| 0:10:17 | 以上で説明を終わらせていただきます。 |
| 0:10:21 | はい、説明ありがとうございます。 |
| 0:10:23 | 等では質疑に移らせていただきますが何かございましたらお願いします。 |
| 0:10:31 | すいません規制庁のミキヤです。 |
| 0:10:33 | 二つお伺いしたいんですけども、 |
| 0:10:38 | 8ページ目、9ページ目なんですけども、これは、 |
| 0:10:44 | 前は先行炉も見ながら申請対象となるのが5章の地震だけというお話だったと思うんですけども、 |
| 0:10:56 | 公開は、 |
| 0:10:58 | それ以外も含めて申請範囲になる。 |
| 0:11:03 | そういうことですかちょっと説明がごめんなさい。 |
| 0:11:06 | 十分に理解できなかったんですけど。 |
| 0:11:10 | 関西電力大飯発電所のフジイです。 |
| 0:11:13 | 津浪ちょっと言葉足らずで申し訳ないんですけども、今回申請対象等しているのは右肩8ページ目でいきますと01に |
| 0:11:24 | 当たるこの第5条に対して申請を行うものをいかに整理してございます。 |

| | |
|---------|--|
| 0:11:30 | はい。 |
| 0:11:31 | で、それ以外については前回と同様に新規制のときに確認ができていて今回は変形と申請書にも記載されていたという位置付けですかね。 |
| 0:11:52 | 関西電力大飯発電所のフジイです。②につきましては、スポーツすでに適合性が確認されているというところにつきましては、便利法での工事計画に |
| 0:12:06 | 確認されているもので、また新規制で新たに要求が追加になったものにつきましては、その要求事項に今回の変更の工事の内容が影響受けないものと、 |
| 0:12:21 | いうことで、②として整理しているものになってございます。 |
| 0:12:27 | はい、既設のミキヤです。そうすると、この②というのは、今後補正なんかで、申請書に入ってくるものではないという理解ですか、何が言いたかったと、確か先行炉のやつも1回確認しますということ |
| 0:12:42 | 前回のヒアリングでおっしゃってたかなと思って私のほうでも、先行炉の審査の担当者に確認したところの |
| 0:12:50 | やはり新規性で同じような選考の同じように、 |
| 0:12:54 | 規制前に電事法で認可を得ていって、新規制のときには、古いポンプを使って申請がなされていて、 |
| 0:13:03 | 新規制が再稼働した後に、 |
| 0:13:07 | 電事法の認可から併任をかけると、まさに今回と同じような形で、 |
| 0:13:13 | 申請されたポンプと理解していってそれについては今後補正にて、この地震以外のところのですね。 |
| 0:13:21 | 所電事法からの変更点構成をかけると聞いているんですけども、ちょっと私の情報と多分関西電力さんの情報が違ってるのかなあと確認してるんですけども、 |
| 0:13:51 | 以上ですけど。 |
| 0:13:57 | いや、 |
| 0:13:59 | 関西電力発電所のニワでございます。べく我々の今回のCVCSのケースはベンゼン誤報工認のときに、認可をいただいています。 |
| 0:14:14 | だから、公開地震の影響を互助なもの以外については、減弱を工認の時代から新規制基準を経ても、要求内容変わってございませぬので、それについては便利こう工認時代に認可いただいたものがそのまま生きてると。 |
| 0:14:33 | いうふうに考えてますって、今おっしゃられた電事法で認可された部分を何か補正されるというほかのケースについてはおそらく便利方工認での時に認可したんですけども、 |
| 0:14:48 | 新規性基準で内容が変わってしまったせいで、それについての適合性を新たに確認する必要が発生したというケースではないのかなと今お聞きして思ったんですけども、おそらく一口に出てここで認可されたからOKではなくて、 |
| 0:15:06 | なぜ日本のときからその要求が変わってる変わってないかという整理も必要でして、我々の今の整理では思議欄については適用条文について、例えば安全設備とか、あの設計基準だけでいいのかその辺りもよく合ってございませぬので、 |

| | |
|---------|--|
| 0:15:24 | 補正改めてその部分について補正をする必要はないというふうに整理してご ざいます。以上です。規制庁のみ検査内容、 |
| 0:15:34 | 御説明はわかりました。 |
| 0:15:38 | はい、要求事項が変更がないので0ということですね。はい。 |
| 0:15:44 | 佐藤先生がもう1件なんですけれども、最後に御説明いただいた参考3のと ころの健全性の説明書なんですけれども、 |
| 0:15:56 | これは大飯の計装用電源改造工事のときは参考と書いてあって、今回も参考 ではなくて今回は、 |
| 0:16:07 | つけた、その位置付けの違いにちょっと御説明がなかったように思ったんです けど、そこはどうでしょうか。 |
| 0:16:29 | 赤い電力大飯発電所のフジイですと今朝電源改造工事Gの展示方法向こうに つけておりました健全性に関する説明書 |
| 0:16:41 | そうですね参考の位置付けで点け添付していくか。 |
| 0:16:45 | 位置付けでちょっとあの確認させていただいてもよろしいですかね。 |
| 0:16:56 | どうぞ。 |
| 0:16:57 | 今手元に資料がなくてさ。 |
| 0:17:00 | ちょっと参考で、参考の位置付けとした理由について温めて確認さわかりまし たそれで埋め込みませんが何かまず違いが、今回とあるのかも同じように参 考なのかもこれ新規性で多分新しく要求された事項だから、 |
| 0:17:15 | 入れるべきものという、さっきの話からするとですね。 |
| 0:17:20 | ということかなと思ったんですけど以外で者のタケガワでございます。すいませ んあの弁事項を時代の不妊カー |
| 0:17:29 | この参考3の資料ですけれども、左側が電事法で右側が炉規法で左側のほう につきましては大飯34号機のCVシーズ発電所はすでに認可されているもの をでございます、 |
| 0:17:44 | 右側がへん人として炉規法で出した場合こうなりますというのをCVCS側で整 理させていただいてございますので計装電源につきましては、と電事法側でま ずシステム認可いただきましてその後新規性がへです新しく炉規法どうで、 |
| 0:18:02 | 次にを出していただいているとそういう状況になってございます。 |
| 0:18:08 | やっぱりそうするとその1系統計装用との位置付けの違いって、 |
| 0:18:15 | そうは系統用電源がですねちょっと参考可能かと、今一度ちょっとコメント単位 ご存知ですか質問発生確認させていただくんですけれども電話の時に今の新 出していったってですね、ご希望になっても改めて申請はしていないという状況に なってございます。 |
| 0:18:33 | はい、それで規制庁のミキヤですけども確認は電事法のOK時代の健全性等 6表自体の健全性タクマ基本な要求時間同じと理解してよろしいですかね。 |
| 0:18:44 | DBの範囲でいろいろ審議工認におきまして、RayleighSA側と追加になりまし たのでまでBの範囲に限ってというところでは同じというふうに理解してござ います。 |
| 0:18:59 | はい。今回の拡大して政府系の配管をSAは入っていないのでそういう意味でD Bの範囲というそういう話ですね。はい、その理解でございます。はい、わかり |

| | |
|---------|---|
| | ましたにつきましてもはい。同様にDB側のほうを何かしてるというものでもなかったなので、同様の整理でございます。 |
| 0:19:17 | はい。最後確認ですけども今回の申請におけるこのレンジほうの健全性というのは、これは参考でもなくて必要な書類として添付されて以降、そういう理解して、 |
| 0:19:31 | はい、そうです。はい、わかりました。ありがとう。 |
| 0:19:35 | あ、ごめんなさいそれで残りの書類はすべて設備の位置付けの違いによって、あるなしが変わってきてるだけなんですと、 |
| 0:19:45 | 火災とか溢水とかですね。 |
| 0:19:48 | 今日どう強度とか流体どこら辺もそうなんですかね。 |
| 0:19:55 | はい、そういうことでございます。共謀とか流体すいません今でも電事法、工事認可いただいてるところから要求事項というものも変更がございませんので、今回添付していないという整理にさせていただきます。 |
| 0:20:10 | はい、それに加えて計装用ではなかったり、今計装用との差異を見たときには、 |
| 0:20:18 | 電源改造工事の設備等配管の工事の違いによって差異が生じていると。 |
| 0:20:24 | はい。はい、有効でよろしいですか。はい、わかりました。はい。以上です。 |
| 0:20:36 | トガサキですけど。 |
| 0:20:38 | 先ほどもその基準適合性の説明の補正の必要性があるんですけど、ちょっとわかんなかったのが8ページパートの8ページの |
| 0:20:51 | 埋まりには、今回 |
| 0:20:54 | 猛省しないっていう話だと思うんですけど。 |
| 0:20:59 | で、ここで新規性基準施工前後において要求事項が変更がないからっていうご説明があったと思うんですけど。 |
| 0:21:09 | ここでは変更となったけど、まだ問題ないというふうに書いてあるものもあるんですけど。 |
| 0:21:16 | それ以外の説明も、 |
| 0:21:19 | もう数では必要ないっていうことなんですか。 |
| 0:21:23 | 関西電力大飯発電所のプレスという先ほど説明で要求新規制基準施行前後において要求事項がないというものをことごとくツカベさせていただいたんですけども、まだ内ないものと、あと1000規制基準施行前後において要求事項が変更 |
| 0:21:43 | はあるんですけども、その要求事項に対して今回の工事を鋭意が |
| 0:21:50 | 関係するものではないと、二つの整理がありますので、これちょっと一旦訂正をさせていただきます。 |
| 0:21:58 | またそれを踏まえてもですね今後ポウ電事法。 |
| 0:22:03 | 2で認可いただいたもの。 |
| 0:22:07 | 今後の補正をするといったものでものってというのはございません。以上です。 |
| 0:22:15 | 規制庁のトガサキですけど、なかなか基準がだからに適合してるかどうかのの説明で、 |
| 0:22:24 | その基準が変わってなければ、 |

| | |
|---------|--|
| 0:22:28 | それは言うまでもないと思うんですけど、基準が変わっているんだけどもまあ設計上は何も変わらないっていうものもあると思うんですけど。 |
| 0:22:39 | そうその説明は |
| 0:22:42 | どっかでする必要はないんですか。 |
| 0:22:59 | 単体電力価格でそのフジイです。 |
| 0:23:03 | 今回のこの 8 ページ 9 ページの上盤整備の中で、この要求事項に対して、影響受けないと。 |
| 0:23:14 | やっぱりこの日程規制へお示しさせていただいているものと考えております。方補足説明資料につきましても、方のページ、 |
| 0:23:24 | 以降、同様に条文整理の影響を受けておりました、この中で、加工中においても、それぞれ整理させていただいているものというふうに考えております。 |
| 0:23:36 | 規制庁のトガサキですけど。 |
| 0:23:38 | 今その補足説明資料でその説明をされるっていうスタンスをとってるっていうことだと思うんですけど、ほかの時前例とかもそういう同じような整理になってるんですか。 |
| 0:23:59 | 伐採電力発電所のフジイでっていう。 |
| 0:24:02 | 他の工認につきましても同様に銅板整理の表をつけて、その中で |
| 0:24:09 | 整理させていただいているものになってございます。 |
| 0:24:15 | コリウムの考え方としてわかりましたんで。 |
| 0:24:19 | ちょっとそれでよいかというのはちょっとまた確認させていただきます。 |
| 0:24:26 | 規制庁のミキヤですけれども、ちょっと私流に了解したという形をちょっとかもしれませんが、ちょっと先行例の確か補正がまだ出てないはずなんですね。 |
| 0:24:40 | なのでちょっと具体的に多分今のトガサキ調整官の方から 1000 火災とかの要求事項が宇和上乘せになったようなものについては、 |
| 0:24:51 | これは配管だから関係ないよということをどっかで申請書内できちんと説明するようはその適合性を確認したっていうことにしないと。 |
| 0:25:04 | 補足説明資料で基準適合性を確認したという考え方は基本あり得ないのかなとは思っておりますので、そこら辺先行炉のほうでおそらく整理して補正がなされると思うので、ちょっとその確認の上で、関連さんにお伝えしようかなとは思っておりますが、 |
| 0:25:19 | 一応そこら辺関西電力さんの先行炉の確認をしていただければと思います。 |
| 0:25:36 | カ年旅行ゆうパック電車のフジイです。 |
| 0:25:39 | 技術基準規則 |
| 0:25:41 | で新たに追加 |
| 0:25:44 | 要求事項となっているところに対して、すべて |
| 0:25:48 | すべてAt構成。 |
| 0:25:52 | を確認する必要があるのかとか等に対してなんですけれども、ほかの配管取替工事につきましては天然で大飯 3 号機の加圧器スプレイ配管の取替工事で、もうあと上に配管取替の工認を |
| 0:26:08 | 出しております、その中の増額整理ですね、 |
| 0:26:13 | どうも。 |

| | |
|---------|--|
| 0:26:14 | はい。 |
| 0:26:16 | どの条文に対して適用性を確認する必要があるのかといったところでもうすでに整理はがされているものだと認識しております。 |
| 0:26:26 | 形で具体化補足させていただきますとそう中ですね例えば火災とか溢水条文で言いますとの火災ベースの溢水ですと、12条任せる11条になるんですけれども、3のスプレイの |
| 0:26:43 | 同配管工につきまして説明書を抱える溢水員に関しましては説明者のほうは添付してございません。補足説明資料の中に出た中ですね、同じように整理結果を記載させていただきましてですね、今言ってしまうと同様に丸2と。 |
| 0:27:02 | いうところで工事業に係る影響は受けないものだと配管運航時に限っては、このこういう情報については |
| 0:27:11 | 当影響はないかというふうに記載させていただくことで、条文的な運行を判断いただいているかといういった先行の事例もさせていただきましてですね、今後CVCSの工認についても同様な考え方で |
| 0:27:28 | 資料のほうを精査していただいているといった状況でございます。以上でございます。 |
| 0:27:35 | はい。規制庁ミキヤですけれども345編に同じような検認ということですね。 |
| 0:27:42 | スプレイ配管の件ですね。 |
| 0:27:49 | 関西電力発電してフジイです。 |
| 0:27:51 | そう変にんではなくって、新規の認可申請になりますとですよ。 |
| 0:27:58 | いや、私が店劣悪残れへん人だからということで、別途併任で実際にここで過去に電事法時代の認可からの差分を身につけるので。 |
| 0:28:11 | ということでちょっと申し上げていて今のお話は新規の申請で、 |
| 0:28:16 | 新規制基準に適合するそういう意味か新規制基準適合するという確認との違いはあるものの、火災なんかほぼ影響しないので、 |
| 0:28:27 | 申請対象条文にはしてないと、火災と溢水ぐらいですかそれは、 |
| 0:28:35 | 安全機能アップ。 |
| 0:28:37 | 金星体系は違うけれども、火災と溢水については、 |
| 0:28:42 | 基準基準の上乗せというも基準津波の適用性を随時一通り見に行くんですよ多分見に行くだけども、 |
| 0:28:52 | 補足説明資料で変更ないことを説明しているということですかね。 |
| 0:28:57 | かつ申請書上11条12条の適合3述べていないと、そういうことでしょうか。 |
| 0:29:08 | あ、すみません、関西電力大飯発電所サカグチでございます。今ご理解の通りでございます。 |
| 0:29:16 | ということで新新規性基準の一つ後のですね申請においても補足資料としては、 |
| 0:29:24 | 焦っ添付資料としてはしっかりとスクリーニングの結果を補足説明資料にまとめた上で本署させていただいているということになってございます。 |
| 0:29:37 | うん。 |
| 0:29:38 | 以上で沼津状況はわかりました。 |
| 0:29:56 | 規制庁ツカベですけど、1点目が同じところなんですけど。 |

| | |
|---------|--|
| 0:30:01 | 補足説明資料で申請バツとされているところっていうのは、基本的には今回基本設計方針を |
| 0:30:12 | 新たに全部変えたという意味では、 |
| 0:30:15 | 全条文を申請しているともとれるんですけど、国庫を何か音波バツとするので。 |
| 0:30:24 | がいがある気がしていて、 |
| 0:30:27 | 基本的な基本設計方針で全部 |
| 0:30:31 | 書いて申請してますということじゃないかなと思うんですけど、そういう認識ではないんですか。 |
| 0:30:40 | 浅い電力大飯発電所の繰入規模設計を構成員につきましてはまたこちらの条文整備につきまして摘要欄にですね今回の歩もすべてCSの配管が適用を受けるかという、アルバックの |
| 0:30:58 | 名寄せねえ申請番につきましては、今回の変更の工事の内容で新規制基準で新たに追加された要求事項、 |
| 0:31:08 | に対してですね、すでに認可いただいているものには影響があるのかどうかという観点でアルバックのほう提示させていただいております、基本設計方針につきましてはこれでまるまるなるこの第5条のに対して基本設計方針。 |
| 0:31:25 | 今回 |
| 0:31:27 | 工事計画にされたいいただいております。また、この基本設計方針めいて地震力を防止についての設計方針を記載しているものに対して、耐震性にパック説明書のほうでより詳細に説明させていただいているもの。 |
| 0:31:44 | いうことで資料を設置してございます。以上です。 |
| 0:31:48 | はい。て新サーバーの底になるのかもしれませんが。 |
| 0:31:54 | 今回基本設計方針がある意味、全部申請されていて、 |
| 0:32:00 | それが今認可を受けている最新の |
| 0:32:03 | 基本設計方針と同じものだというのを確認するのが審査だ。 |
| 0:32:08 | ではないかなと思っていて、その際にここ、 |
| 0:32:11 | 突発ですとされてしまうと。 |
| 0:32:15 | そこを見なくていいのかという議論はしたくなってしまうという意味で、今言っていますので、その関係する部分だけを問うというスクリーニングを先にかけているということでしたけど、その先生の内容の体系を見れば、 |
| 0:32:31 | 全部申請されてますよね。 |
| 0:32:34 | というふうにすいません同じこと繰り返してしまいましたけど、 |
| 0:32:40 | ここは、 |
| 0:32:42 | 既存の整理でもそうなんですかね。 |
| 0:32:45 | 既存がないのかもしれませんが。 |
| 0:32:48 | どう考えを聞かせていただければと思います。 |
| 0:33:20 | 関西電力を発電所のニワでございませぬ収縮基本設計方針についてもですね工場の配置に係るものをだけを改定し提出しておりますですね。 |
| 0:33:36 | それで、ちょっと今のご指摘のところをもう一度お教えていただけないでしょうか。全くございません。 |

| | |
|---------|--|
| 0:33:45 | 規制庁ツカベ基本設計方針歴史性のものに、今回全部書きかえられているんじゃないんですって。 |
| 0:33:53 | その元がある意味ないので、 |
| 0:33:56 | それを全部書きかえられていると思っていたんですけど、違いました。 |
| 0:34:43 | 関西電力大飯発電所のフジイです。 |
| 0:34:47 | 繰り返すにはまってしまうんですけども今回の申請におきましてやってつけている基本設計方針につきましては、第5条の地震による損傷の防止に関する方針をつけているものになってございまして、別すべてあの基本設計方針すべてをつけているもの。 |
| 0:35:04 | 上すべてを記載しているもの。 |
| 0:35:08 | ニワばってございます。以上ですはい規制庁ツカベです。はい、私の勘違いということですね。 |
| 0:35:16 | で、その場合なんですけど、逆にその気温、その他のところで、 |
| 0:35:22 | 来すでに確認されているものから変更ないといった、 |
| 0:35:27 | ているのに対して、その設計方針が、 |
| 0:35:31 | 申請されてないというのは、 |
| 0:35:34 | どういうことになるんですかね、そこが出ないですか。 |
| 0:35:52 | 関西電力大飯発電所のフジイです。 |
| 0:35:54 | 申し訳ないんですけど、もう一度お願いできますでしょうか。すみませんへっ通す見れ基準が変わって、 |
| 0:36:01 | 新規制では、 |
| 0:36:04 | 基本設計方針も含めて認可されている設工認というものがあって、 |
| 0:36:09 | 今回はそこは変わらないから、この申請しなくていいんだと言ってますけど、基本設計、 |
| 0:36:17 | 方針の部分は申請されてないわけですよ。 |
| 0:36:21 | そうすると他の人規制を受けている設工認等今回変えるものというのが、 |
| 0:36:28 | 違うもの富良野そこが出ちゃうんじゃないですか。 |
| 0:36:34 | そういう意味です。 |
| 0:36:40 | 関西電力大飯発電所のフジイですと、今回の申請なんですけれども、前情報で3日いただいたところからの変更ということで、基本設計方針に関しては、電事法で認可いただいた本人につきましては、 |
| 0:36:58 | もともと基本設計方針の記載はなくてですね、 |
| 0:37:04 | 記載はないんですけども考え方そのものはあったもので今回新規性基準で新たに追加要求があったものかつ今回の変更工事に関係するものに対して、 |
| 0:37:20 | 変更後の基本設計方針として変更前後の形で今回申請させていただいているものになってございます。 |
| 0:37:28 | 申請しての |
| 0:37:30 | 第5条の診療損傷防止鋭意に関わる今日御決定方針については今回申請しているというものでこと整理してございます。 |
| 0:37:45 | 等も同じことを言うことになってしまうんですけど、先ほど |

| | |
|---------|---|
| 0:37:51 | 基準そのものが変わっていないものっていうのはあるということは伺ったんですけど、基準が変わっているものがある、 |
| 0:37:59 | その際は、 |
| 0:38:01 | 新規性基準のときは、 |
| 0:38:04 | この設計方針も含めて申請されたわけですね。炉規法については、 |
| 0:38:10 | 今回、 |
| 0:38:11 | みなし規定ではないので炉規法についての申請をされたわけですね。 |
| 0:38:16 | その際に、この基本設計を |
| 0:38:21 | 方針部分は要らないんですという説明がちょっとわかんの基準適合性を審査していく上で、 |
| 0:38:29 | どう判断していいのかがちょっとわかりかねるんですけど。 |
| 0:39:17 | 浅い電力を発電所のフジイです。 |
| 0:39:20 | ただ条文整理でいいの整理結果の表をつけておりました、今回 |
| 0:39:28 | そう各条文に対して、 |
| 0:39:31 | 基本設計、 |
| 0:39:34 | 方針として記載する。 |
| 0:39:37 | 期待という必要があるのかといったところにつきましては例えば |
| 0:39:43 | 第6条の津波による損傷の防止、 |
| 0:39:47 | については、この条文手帳の整理結果の中で、今回のこの配管につきましては、津浪に |
| 0:39:55 | 関係するもの、設備工事ではございませんのでこの整理表の中で、こちらのほう性示させていただいているものと考えておりました、規制庁さんでの |
| 0:40:08 | 技術基準への適合性、 |
| 0:40:10 | の生産においても、この整理結果、 |
| 0:40:13 | 詰めさせていただいているものでご確認いただけるものなのかなというふうに考えております。以上です。 |
| 0:40:25 | 赤電力を全車ニワでございます |
| 0:40:27 | 少し補足させていただきます。基本的に申請するものは、技術基準についての審査をいただくものについて新設しますというところがスタートになっておりました、 |
| 0:40:44 | ただ、今回のケースでは電事法時代にみなし炉規法上でもみなして認可をいただいていたですね。その時に新しく技術基準上を新しくフィットさせるものが出てきた。 |
| 0:41:01 | ICについて審査をまた新たにいただかないといけないということでそれに必要な本文と添付資料をそろえたという立て付けになってございます。新規性基準な年一括購入のときは、 |
| 0:41:17 | 基本設計方針ここくるパッケージで出しておりましたけれども、あれはすべての設備が対象になりますので、フルードパッケージで出していたというもので、今回の場合は対象がCVCSの配管と。 |

| | |
|---------|--|
| 0:41:34 | というのが明確なっておりますので、それに対応した条文、そして電事法のみなせ認可を踏まえた資料構成にするというたてつけとさせていただきます。以上です。 |
| 0:41:51 | 規制庁ツカベです。ちょっとおなじことずっと議論しているので、 |
| 0:41:57 | 同じことを議論してましようしようがないかなと思うんですけど。 |
| 0:42:03 | あと規制庁の佐々木ですけどちょっと確認したいんですけど、今回の設工認の対象が、配管の降雨改造という申請なので、 |
| 0:42:19 | でまああの関係がある条文を整理したっていう話だと思うんですけど。 |
| 0:42:26 | で、別途だ加圧器スプレイ配管とか、配管だけの工事というのもあるんですけど、それについても、その基準適合性の |
| 0:42:38 | 整理っていうのは同じ整理になってるって考えてよろしいですか。 |
| 0:42:51 | 浅い電力発電所のフジイですとかつきスプレイ配管につきましても考え方溶岩性格考え方は同じでございます。 |
| 0:43:02 | 規制庁のトガサキです。ですから、別にだから工事レンジ法理基づいてみなし規定で今回大きい法に基づいて方法認可をするっていう |
| 0:43:17 | ものと、あと電事法関係なくて、新規で新しい進路競合の新規制基準にも基づいて、認可を受けるものの考え方は、 |
| 0:43:31 | 特にこの部分部分的の工事と工事については明らかに関係は、その条文だけを申請の対象にしてるっていう |
| 0:43:45 | 一応新規定基準対象にはなるんだけど、申請をする必要ないっていうのは、補足説明資料のほうで説明するっていうスタンスをとられてるっていうことは、 |
| 0:44:01 | 同じ考え方だっていうふうに考えてよろしいんですか。 |
| 0:44:09 | おっしゃる通りでございます。 |
| 0:44:11 | それ規制庁の統括技術はそれは |
| 0:44:16 | そういう考えで、その部分的な工事とかで新規性基準ノズル全関係するところを補足説明資料で敷き詰めすることによって、 |
| 0:44:32 | 申請の対象にしなかった例というのがあっていうふうに考えてよろしいですか。 |
| 0:44:47 | それで、大飯発電所のアプリです。一番大きいのか、欠触れ合い館の公認におきましても補足説明資料のほうでそのようにさせていただいているものと認識してございます。 |
| 0:44:59 | ちょっと規制庁の特別管理者の |
| 0:45:03 | 前例とかもちょっと確認したいと思いますので、 |
| 0:45:06 | それでちょっと確認をしてからまた必要に応じて議論したいと思います。 |
| 0:45:24 | はい。あと規制とツカベですけどあと添付書類の整理については、 |
| 0:45:29 | これも前回お話をして、 |
| 0:45:33 | 今回御説明あったのは前例がこうなってますという御説明だったんですけど。 |
| 0:45:41 | 実用炉規則に照らして、 |
| 0:45:45 | そのときどう判断したかという。 |
| 0:45:48 | 御説明はないでしょうか。その添付書類についての添付書類についてはつけるということに関して、 |

| | |
|---------|---|
| 0:45:55 | みなしのそのままの情報のが、 |
| 0:45:59 | 生きているんだと。 |
| 0:46:01 | それを上書きあの変更があるもんだけ出せばいいんだというのは、 |
| 0:46:06 | どういう解釈に基づくものでしょうか。 |
| 0:46:11 | 関西電力大飯発電所のニワでございます |
| 0:46:16 | 御指摘の通りですね冷房がーが前から使わ使えるからいいんだという考え方を 使っているわけではなくてですね、当然今の炉規法上求められる添付書類、 今回必要なものは何かっていうのをすべて抽出した上で、 |
| 0:46:34 | 展示行の時のみなし認可のときにすでにもう説明にあるものは、今回こういっ た国交いうそういうつくりになっております。一方で許可整合なんかは当然、 |
| 0:46:51 | 新しく新規性基準できるようになりました。そういったものは新しくつけてござい ますので、決して連通口で皆住みかえいただいたからそこからそのままいい んだというスタートではございません。 |
| 0:47:05 | 以上です。 |
| 0:47:08 | はい、規制庁ツカベです。最終形はそうなっているけど、内容確認して |
| 0:47:17 | 公的 |
| 0:47:19 | 法令に基づく届け出申請をされていたものが、 |
| 0:47:24 | 残っているので、それについての |
| 0:47:27 | 変更の要否を |
| 0:47:29 | 考えられて、現状に至ってるということだと認識しました。 |
| 0:47:35 | 私から以上です。 |
| 0:47:46 | 規制庁フジカワですほか何かございますか。 |
| 0:47:49 | はい。 |
| 0:47:59 | はい。 |
| 0:48:01 | では続きまして、 |
| 0:48:05 | 4号の加圧器スプレイ配管のほうの説明に移らせえへ説明をお願いいたしま す。 |
| 0:48:15 | 地形形成される発電所のキタでございます。それでは引き続き及ぼやっぱディ スプレイ配布の取替工事の概要について説明させていただきます。 |
| 0:48:27 | 資料は及ぼピアノ核種スプレイ配管取替工事の内容について、／プリントも横 の資料を中心に説明させていただきます。 |
| 0:48:37 | また併せてすでにとフジイております。クエンチで公立と。 |
| 0:48:42 | もう明後日ご確認形だと思います。 |
| 0:48:47 | それではパワーポイントのほうの資料の右肩 1 ページからですけど。 |
| 0:48:52 | これこちらの |
| 0:48:54 | 説明事項リストのナンバーワンの |
| 0:48:59 | コメントですけど、前回からの左下の系統図のほう丸ごとマスキング |
| 0:49:05 | 市教委でしたが、別途図のほうで簡略化しまして、噛ま鍵管理できるように修 正しております。 |
| 0:49:18 | 続きまして、2 ページ、右肩 2 ページまして、 |
| 0:49:23 | こちらのコメントリストでいう／的な説明事項率と言うと 2 番、No.2 のもの。 |

| | |
|---------|--|
| 0:49:30 | なんですけど、こちらもCVCS同様前回経営監視をとアイソレズ丸ごと一括してマスキングしておりましたが、こちら遊べるだけについて使用については変えずできるようにし、 |
| 0:49:46 | 修正しております。 |
| 0:49:48 | 続きまして3ページ目ですがこちらも同様に、 |
| 0:49:52 | マスキング範囲の修正をしております。 |
| 0:49:58 | 続きまして、右肩5ページ目のほうなんですけど、 |
| 0:50:08 | こちら条文整理のほうなんですけど、 |
| 0:50:13 | こちらについては前回の資料ではCVCSと同様なんですけど、比較対照条文であるということが期待されておりますので、こちらは削除しまして、粉末の表現を一部修正しております。 |
| 0:50:30 | それから右肩6ページ目についても同様の修正をしております。 |
| 0:50:43 | そして右肩7ページ目参りまして、 |
| 0:50:47 | こちらで言うと赤ずれを修正している部分なんですけどこちらちょっと |
| 0:50:52 | 日本語の言い回しがおかしかった部分がありましたので、そちらを变量はレベルではございますけど修正しております。 |
| 0:51:05 | 続いて参考1 |
| 0:51:07 | この本参りまして、審議をし、 |
| 0:51:11 | 使用しない曲げ加工の概要ということで、前回丸ごとマスキングみたいな形でほぼ何もわからないような形にマスキングしておりましたが、今回詰めAⅡのほうイメージのほうだけマスキング対象としまして、 |
| 0:51:27 | あとまた違ねを使用しない、曲げ加工と違いを使用した曲げ加工、 |
| 0:51:34 | 赤ずれ、 |
| 0:51:36 | 確保の説明文を追加しまして、修正しております。 |
| 0:51:45 | はい。 |
| 0:51:50 | 一方、 |
| 0:51:51 | 以上で説明事項リスト反した資料の修正というのは、以上になります。 |
| 0:51:57 | 御説明は以上となります。 |
| 0:52:04 | 規制庁次項で説明ありがとうございます。 |
| 0:52:07 | それでは質問等ありましたらお願いします。 |
| 0:52:23 | 規制庁の宮本です。 |
| 0:52:30 | ちょっとマスキング範囲のところについては、 |
| 0:52:33 | 理解しているとあれなんですけど、 |
| 0:52:36 | 次のことについて継ぎ部のことについてまた繰り返すのあれなんですけど、 |
| 0:52:42 | 本提唱の公開版、 |
| 0:52:46 | と見比べるとですね。 |
| 0:52:49 | このグループの |
| 0:52:50 | NECですとか、 |
| 0:52:52 | 円の |
| 0:52:54 | 名称ですとかそういったものって基本的にマスキングされてない。 |

| | |
|---------|---|
| 0:52:58 | 私は理解してまして、 |
| 0:53:03 | ただ前回のそのマスキングとされてるのは求めていたようなものが、例えば添付資料申請書ですと、 |
| 0:53:12 | これ |
| 0:53:13 | 配管モデルブロックでって形でありますけれども、 |
| 0:53:17 | やっぱ添付 6-3-11 ですとか、 |
| 0:53:21 | 管の応力計算に使う時の |
| 0:53:24 | ブロック図を見ますと思う。申請範囲ですとか、プレスとか弁明書とかっていうのはかなり |
| 0:53:32 | 前回の概要図と同じような似たようなものが出てくると思いますし、 |
| 0:53:37 | カスミでは、せめてそのマスキング粗品についてはちゃんと申請書の |
| 0:53:44 | 今公開版のマスキングしてるかちょっと整合性というのは図られているのかなってところをまず確認させてください。 |
| 0:54:37 | 掲げ旅行発電所サカグチでございます。当初確認したいのでお時間いただけますでしょうか。 |
| 0:54:45 | これの所では次の違うところ少しへの質問確認させていただきます。 |
| 0:54:58 | はい、お願いします。はい規制庁宮本です。 |
| 0:55:02 | 当会オープン券の 7 ページ目のところで、 |
| 0:55:08 | 77 か、 |
| 0:55:15 | ほかとの整合性 2 の説明資料の所説明書のところを修正されたということなんですが、 |
| 0:55:21 | 全体はヒアリングで私が質問した趣旨というのは、 |
| 0:55:30 | 本文 5 号関連の方で |
| 0:55:36 | キンセンカの内容は、申請書に提出職するものではないことからって言い方はあまり耳慣れないんですけどもこれは前例とかあるんですかという質問をさせていただいたと理解しています。 |
| 0:55:51 | そういう意味ではOWTF繰り返しなんですが、 |
| 0:55:57 | 申請書、設置許可申請書は変更許可申請も含めて設置許可の申請書高令和ポンプ記載がなくて、 |
| 0:56:06 | ここ今回の工事計画で詳細設計を行う。 |
| 0:56:10 | というような申請 |
| 0:56:12 | についてこのような提出設置許可申請書に抵触するものではないという言い方っていうのは、 |
| 0:56:19 | これまでもしてきているのでしょうかというのを確認させてください。 |
| 0:56:25 | その点例があれば、 |
| 0:56:27 | いうところで、 |
| 0:56:29 | こういったものも、過去の本人ではこうこうこういうのもありますというのがあれば、 |
| 0:56:33 | その申請 |
| 0:56:36 | 内容も教えてくださいということですよ。 |
| 0:56:39 | はい、関西電力大飯ますのでキタでございます。 |

| | |
|---------|--|
| 0:56:43 | 許可整合のその文書につきましては、大飯 3 号機なの加圧器スプレイ配管の取りかえの際も同様の記載として、 |
| 0:56:51 | おりまして、今回においても同じような記載ぶりとしております。 |
| 0:56:57 | はい、規制庁ミヤモトですわかりました。 |
| 0:57:00 | はい。あと時間もありませんのでヒアリングで前回から今日まで少し時間ありましたが私のほうの同じことが確認できましたのはいわかりましたので、 |
| 0:57:10 | そうすると、 |
| 0:57:12 | 補足説明資料のほうの添付資料の要否の書き方、 |
| 0:57:19 | な。 |
| 0:57:19 | 補足発足後 14 ページですね。 |
| 0:57:23 | 今 |
| 0:57:26 | 本申請における添付資料の要否というところで、 |
| 0:57:29 | 添付書類の添付の考え方というところ。 |
| 0:57:35 | 下から四つ目の量なんですけど、 |
| 0:57:38 | これはこのような書き方。 |
| 0:57:41 | になるのでしょうか。 |
| 0:57:43 | 或いはその午後と本文のことを本文 11 号で、 |
| 0:57:46 | 書き分ける必要があるのであれば、 |
| 0:57:48 | 個人記載の工夫が要るのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。 |
| 0:58:09 | 朝電力発電所にキタてございます。まずこちらのパワーポイントの 7 ページのほうにつきましては、添付資料の概要ということで説明を記載しておりまして、補足説明資料の 14 ページ。 |
| 0:58:26 | については考え、 |
| 0:58:28 | また添付の考え方ということで、記載しておりますので、もうが多少ちょっと違ったことが書かれているということになっております。 |
| 0:58:40 | 規制庁の宮本です。すいませんちょっと私の質問の趣旨が、 |
| 0:58:44 | 言い方が悪かったのかもしれませんが、 |
| 0:58:47 | 添付書類の添付の考え方っていうところ見ると、 |
| 0:58:51 | 許可事項が工事計画の申請事項っていう形で、 |
| 0:58:55 | 記載されていることを明確にするために添付するっていうふうに読めますので、 |
| 0:59:02 | もし |
| 0:59:05 | そういうなんていいですか、いわゆるこれこういった手続きにインターガイドの記載をもとに、これ抵触するものではないという所回転だと思んですけども。 |
| 0:59:16 | 何かちゅう注釈つけて、 |
| 0:59:19 | 今回のかなと思ったんで、ちょっとこのような |
| 0:59:22 | 発言をしています。 |
| 0:59:30 | まさに電力発電所キタてございます。こちらちょっと記載を検討させていただきます。 |
| 0:59:36 | よろしく。以上です。 |

| | |
|---------|--|
| 0:59:38 | はい、規制庁のミヤモトの細かいところになるんですけどもそこはないようにっていうふうに誤解を生まないようにっていうところだけです。 |
| 0:59:50 | 監査て先ほどの最初の |
| 0:59:53 | 本についてはいかがでしょうか。 |
| 1:00:23 | 重ねる及ばずのキタでございます。 |
| 1:00:27 | 申請書の記載している耐震のほうで記載して、ブロック図については、あせ車線申請書の添付 5-5-3 にも、ブロック図。 |
| 1:00:42 | 解析モデルのブロック図で長官ブロックでの規制記載しているんですけど、それについては、マスキングしておりませんでして、 |
| 1:00:54 | 次のページのあい染め調査内装前日水につきましては従来から |
| 1:00:59 | まず機能している状況でございます。 |
| 1:01:03 | 系統図等にしておいてもごろマスキング等はしておりませんでしたけど、どうぞ。結構です。 |
| 1:01:13 | はい連絡発電所のPDFを添付図面としてつけております系統分離につきましてはマッピングAIとして衛星いただいております。 |
| 1:01:24 | 以上です。 |
| 1:01:26 | はい、規制庁の宮本です。 |
| 1:01:29 | 申請書の最後のほうにつけているの系統図の細かいところですか、あいつ名ってというのが |
| 1:01:35 | マスキングされてるところは理解した上で、 |
| 1:01:39 | 質問しています。 |
| 1:01:42 | 少なくともこのモデルブロック図を見ると、 |
| 1:01:49 | もし細かく |
| 1:01:51 | をかけるんじゃないかという、前回の |
| 1:01:54 | パワポ。 |
| 1:01:58 | とほぼ似たようなものが出せるんじゃないのかなと思ってますし、そのループの |
| 1:02:03 | abcdというところも、 |
| 1:02:07 | マスキングする必要はないんじゃないかなとは思っているんですけども、というのが |
| 1:02:14 | 質問したいところです。 |
| 1:02:17 | 大飯発電所のタケガワでございますが、まず工事概要を説明するにあたってですね今回の取りかえ範囲はの場所を示すという観点で簡素化していただきまして経営構造をより簡素化させていただいて概略の系統図というような感じで今回示させていただいております。 |
| 1:02:40 | 今後もう少し細かいを招待を受けた方が説明がしやすいのではというようなことかなというふうに今受け取りましたので、解析のブロック図では公開範囲を変えさせて回位となっているブロック図を踏まえてですね。 |
| 1:02:59 | もう少し詳細にこの辺り修正しようかと動きを押し付けと詳細を記載をするように検討いたします。以上でございます。 |
| 1:03:10 | はい規制庁宮本です。 |

| | |
|---------|---|
| 1:03:14 | 少なくとも |
| 1:03:16 | 国会資料でマスクングしてない所マスクングするとか、その逆が起きるものだけは避けていただければと思います。示し方は、 |
| 1:03:25 | 皆さんの方できちっと整理いただければと思います。 |
| 1:03:34 | 大飯発電所タケガワです。了解いたしました。 |
| 1:04:08 | はい。私からは以上です。 |
| 1:04:17 | 。 |
| 1:04:19 | 規制庁フジカワですとかありましたらお願いします。 |
| 1:05:26 | 規制庁フジカワです。 |
| 1:05:30 | とりあえずなさそうですがWEB参画されていることから何かありますか。 |
| 1:05:45 | はい、ありがとうございます。 |
| 1:05:46 | では、特になさそうですので、 |
| 1:05:51 | 本日のヒアリング、 |
| 1:05:54 | を終了させていただきたいと思います。 |
| 1:05:57 | ありがとうございました。 |
| 1:06:00 | ありがとうございます。当然でしたが、税務のす。 |